

STACY設工認申請漏れ確認作業に係るコメント回答

<質問①>

要否判定表のNo. 14「移動支持架台」は、「炉心タンク支持架台」ではないのか？

<回答>

「炉心タンク支持架台」（許可申請書 p. 8-1-137）は、TRACYの機器である。STACYの移動支持架台は安全板を支持するものであり、設置許可申請書において特筆していない。

<質問②>

要否判定表のNo. 22「棒状燃料収納容器架台」は、設置変更許可書に記載のどの設備に該当するのか？

<回答>

No. 22「棒状燃料収納容器架台」は、許可申請書に記載の「棒状燃料貯蔵設備Ⅱ」の一部である。設置許可申請書において、「棒状燃料収納容器架台」に相当する機器の記載はない。

<質問③>

要否判定表のNo. 43「核計装盤」は、設置変更許可書に記載のどの設備に該当するのか？

<回答>

No. 43「核計装盤」は、許可申請書に記載の「計装盤」（p. 8-別 1-5-5）に該当する。

<質問④>

要否判定表の No. 59 「監視操作盤」は、設置変更許可書に記載のどの設備に該当する
のか？

<回答>

No. 59 「監視操作盤」は、許可申請書に記載の「監視操作設備」(p. 8-別 1-5-19) の一
部である。

<質問⑤>

要否判定表の No. 60 「盤 (モニタ盤)」及び要否判定表の No.61 「盤 (炉室線量率計
盤)」は、設置変更許可書に記載のどの設備に該当するのか？

<回答>

No. 60 「盤 (モニタ盤)」及び No. 61 「盤 (炉室線量率計盤)」は、許可申請書に記載
の「監視操作設備」(p. 8-別 1-5-19) の一部である。

<質問⑥>

要否判定表の No. 83 「未臨界板」は、設置変更許可書に記載のどの設備に該当するの
か？

<回答>

No. 83 「未臨界板」は、設計基準を超える津波に対応するための設備であるため許可
申請書に正式な設備としての記載はない。ただし、「中性子吸収効果の観点から安全板
と同等の仕様の中性子吸収板」(本文p. 3) と言及している。

<質問⑦>

要否判定表の No. 178-3 「二重スラブ」は、設置変更許可書に記載のどの設備に該当す
るのか？

<回答>

No. 178-3 「二重スラブ」は、許可申請書に記載の「実験棟 B」(p. 8-2-1) の一部であ
る。

<質問⑧>

要否判定表における「設工認申請」の欄において、「個別に申請」としているものすべてについては、STACYの新規制基準へ適合性審査には必要ないのか否か、またその考えについて説明すること。

<回答>

「個別に申請」としているものすべては、STACYの運転再開（令和5年1月予定）に当たり、使用しない設備・機器のため、運転再開時点での新規制基準への適合性確認を要しないものである。今後のSTACYの実験計画に応じて、これら設備・機器を製作・使用する段階で個別に設工認申請を行うが、その時点で新規制基準に基づいた審査を受けることとなる。

<質問⑨>

STACY施設の新規制基準対応に係る設工認申請一覧（技術基準規則ごと）設備機器 No.114の「有機廃液系貯槽」は、「有機廃液系貯槽*B*」ではないのか。

<回答>

ご理解のとおり。資料ST-192-1（参考資料3）において、「有機廃液貯槽B」に記載を修正済みである。

<質問⑩>

STACY施設の新規制基準対応に係る設工認申請一覧（技術基準規則ごと）設備機器 No.9の「炉心タンク」は、要否判定表にある括弧の中の情報は不要か。

<回答>

拝承。設工認申請一覧（技術基準規則ごと）設備機器 No.9の「炉心タンク」について、括弧内の記載を追加する。

以上